

第13回講義 (20120727)

§ 4 同一性言明の意味について (続き)

【復習】

- ・クワインは、同一性言明を含むすべての言明を、分析的言明と総合的言明に区別することができないと主張した。
- ・クリプキは、この区別を認めた。さらに、二つの区別(必然的/偶然的の区別、アプリアリ/アポステリオリの区別)を区別した。
- ・両者の対立は、定義の言明(ないし文、ないし真理性)をアプリアリと考えるか、アポステリオリと考えるかの違いであった。
- ・この対立は、記述と定義を区別できるかどうかの違いでもあった。
- ・この対立は、言語の意味の問題と、事実の問題を区別できるかどうかの違いでもあった。
- ・この対立は、言語によって対象を指示できるかどうか、の違いでもあった。

●言語による対象の指示について

言語による対象の指示はおそらく可能である。ただし対象の指示は、語によってではなく、同一性言明によって行われる。

●言語の意味の問題と事実の問題を区別できるかどうかについて

おそらくできない。つまり、意味だけに基づいて真である言明と、意味と事実に基づいて真である言明を明確に分けることはできない。そうすると、言明の意味は、言語の全体の中で与えられると考える「意味の全体論」が帰結するだろうとおもわれる。(今回の授業では、あまり取り上げることができなかった。ここにはまだ、あいまいな部分がたくさん残っている。「語の意味とは何か」「言明の意味とは何か」「意味は存在するのか」などの答えを出した後で、あるいはそれと同時になければ、標記の問題に答えることはできない。)

●記述と定義を区別できるかどうか

- ・語の意味についての記述と定義は区別できない。なぜなら、厳密に言えば、どちらも存在しないからである。
- ・語の意味の定義と、語の指示対象の記述の区別も、できない。なぜなら、厳密に言えば、語の意味の定義とは、語の指示対象の定義だからである。
- ・語の指示対象についての記述と定義の区別は難しい。なぜなら、語の指示対象の定義には複数可能であり、どれが定義でどれが記述であるかとは、文脈に依存する。

●以上のような現時点での結論からして、私はクリプキよりも、クワインよりです。

§ § 4 同一性言明の意味について、佳境へ

5、同一性言明の理解 (常識的な理解の検討)【補足】

- ・名詞ないし名詞句による対象の指示を理解することは、別の同一性言明の理解を前提する。
- ・同一性言明の名詞句は、次の基礎的なタイプの同一性言明にもとづいている。
- ・一つは、一般名を定義するとき用いる。「この色=その色」というタイプの同一性言明である。
- ・もう一つは、指示詞による対象の指示を可能にする。「あれ=あれ」「あれ=それ」というタイプの同一性言明である。

6 同一性言明による対象の指示とスリングショット・アーギュメント

- ・スリングショット・アーギュメントは、文について成り立つが、指示詞をもちいる言明には妥当しない。したがって、SA によって、上記の基礎的なタイプの同一性言明が対象を指示できないと主張することはできない。

●5と6からつぎのように考えられる。(基礎的同一性言明への前方照応(anaphora))

5で述べた基礎的な同一性言明をもちいて、一般名はつぎのように定義される。「この色=その色。この色=あの色。赤とは、そのような(「この色=その色」「この色=あの色」であるような)この色である」ここでの「このようなこの色」は、前方照応(anaphoric use)の用法である。語は、厳密にいうと、対象を指示しないが、その語を含む同一性言明への前方照応として、その語を用いて、対象を指示することができる。

あるいは、固有名「マダガスカル」は次のように定義される。「あれ=それ。そのような(「あれ=それ」であるような)あれが、マダガスカルである。」さらこれを前方照応する用法として「(その)マダガスカルは、私の生まれた島です」ということができる。

●前方照応とは、なにか？

「太郎は花子に花をプレゼントした。彼女は喜んだ」

「彼女」という代名詞で、前に出てきたものを指すことを前方照応という。代名詞にはかぎらない。

「日本代表が、スペインに勝ちました。これは大金星です。」

7 定義と記述の区別について【補足】

(1) 同一性言明が語の定義であるとき、次の区別が考えられる。

- ・固有名の定義は、指示詞や一般名や固有名を用いて対象を固定する定義である。
- ・一般名の定義は、別の一般名で、対象が持つべき性質を規定することによる定義である。
- ・固有名と一般名の定義には、別のタイプとして、同義語を与える定義もある。

●定義は、主語述語文ではなく、同一性文になる。定義とは、固有名や一般名の定義であるが、それは名前の定義である。この場合、名前の定義とは、名前の指示対象の定義である。

(2) 同一性言明が記述であるとはどういう場合か？

●同一性言明が、定義ではなくて、記述を与えるのだとすると、その記述は、名前の意味の記述ではなくて、名前の指示対象の記述である。

(3) 語は意味をもつのだろうか？

次の例を考えよう。

「4」「2+2」「6-2」

「ソクラテス」「プラトンに最も影響を与えた哲学者」「無知の知の提唱者」

「リンゴ」「大きな実をつけるバラ科の高木」「イブが食べた知恵の実と考えられている果実をつける木」

これらは、同じ対象を指示する名詞(句)である。第二と第三のものについては、対象の与えられ方が異なるといえる。しかし、第一のものは、対象についての特定の与えられ方を示していないようにみえる。ここから、次のような提案が考えられるかもしれない。

- ①名詞(固有名と一般名)と記述句の *Bedeutung* は指示対象であり、*Sinn* は、その指示対象の与えられ方である。
- ②名詞は指示対象 *Bedeutung* だけをもち意義 *Sinn* をもたない。記述句は指示対象 *Bedeutung* と意義 *Sinn* をもつ。
- ③名詞も記述句も指示対象 *Bedeutung* だけをもち意義 *Sinn* をもたない

8 語と句と文の *Bedeutung* と *Sinn*

(1) 固有名は *Bedeutung* をもつが *Sinn* を持たない

固有名は、指示対象(*Bedeutung*)をもつ。しかし、それは、固有名を一方にもつ同一性言明において可能になる。固有名は、この同一性言明への前方照応によって、指示対象をもつ。固有名の対象の与えられ方は、それが照応する同一性言明においてあたえられる。ただし、それが照応する同一性言明はコンテキストによってことなる。もし固有名に *Sinn* があるとすると、その *Sinn* を学習した時の仕方であることになる。それを学習した時の仕方が、その対象と与えられる仕方である。名詞の *Sinn* は人によって異なることになる。たとえば、「オバマ」を学習した時の仕方は、彼を子供ときに知ったひとと、彼が政治家になってから知った人と、大統領になってから知った人では、知り方がことなる。もし固有名の *Sinn* が人によって異なるのだとすると、それは語の *Sinn* と考えるよりも、語の指示対象についての知識だと考えた方がよい。固有名は、コンテキストから独立な仕方では、「指示対象の与えられ方」をもたない。ゆえに、固有名は、フレーゲがいうような *Sinn* をもたない。

固有名が、*Sinn* を持たないとすると、同一対象についての二つの固有名が、*Sinn* において異なるということではできなくなる。

「Phosphorus=Phosphorus」

「Phosphorus=Hesperus」

しかし、後者には、認識的な価値がある。一つの対象に二つの固有名があり、それぞれ独立に学習され、それぞれが別の対象であるとみなされる可能性がある限りにおいて、その二つの同一性言明は認識的な価値を持つだろう。この二つの同一性言明の区別をするために、Frege は、固有名は、*Bedeutung* だけでなく、対象の与えられ方としての *Sinn* をも

つと考えた。

しかし次のように考えることができる。固有名は、Sinn をもたない。「Phosphorus=Hesperus」を知るためには、経験が必要であり、これを知ることには確かに認識的な価値がある。この場合に得られる認識は、「Phosphorus」の対象がもつ性質についての新しい知識である。それは、「Hesperus」と呼ばれていた対象が持つと考えられていた性質を Phosphorus もまたもつという知識である。つまり対象についての新しい知識を獲得したのである。これによって、それぞれの名前の理解が変化したのではなくて、名前の対象についての理解が変化したのである。

(2) 一般名は Bedeutung をもつが Sinn を持たない

一般名の場合もどうようである。リンゴについて、植物であるとか、木であるとか、果物である、などの性質をもつといえるが、これは「リンゴ」の指示対象の性質である。「リンゴ」という語の Sinn であると言えないように見える。「植物である」という規定は、「リンゴ」という語の意義 Sinn の一部であるといえるのだろうか。「植物である」と呼ばれる性質は、語ではなく、対象がもつ性質である。「植物である」という規定は、対象に備わるのか、「リンゴ」の意味に属するのか、曖昧な表現である。対象に備わるばあい、これは「植物である」と呼ばれる対象の性質と同じものであろう。私たちは、「植物である」という対象の性質だけですませることができるのだから、余計な Sinn を考える必要は無いだろう。

■固有名や一般名が明確な定義を持つ場合

固有名や一般名が明確な定義を持つ場合には、それらは Sinn を持つのではないか？
仮に、「惑星」について、「恒星を公転する天体」がその定義として必要十分であるとしよう。＜恒星を公転する天体であること＞は、「惑星」の指示対象を特定するのに必要十分な性質である。このような場合であっても、この定義が「惑星」の Sinn (ないしその表現) であるということとはできない。なぜなら、惑星の定義はおそらく他の仕方でも可能だからである。それを妨げるものは原理的に存在しない。そのとき、他の複数の定義もまた「惑星」の Sinn になるのだろうか。Sinn を考える必要性はないだろう。

(3) 同義語を与える定義の意味

固有名の場合：

「キケロ＝タリー」

一般名の場合：

「リンゴ＝林檎」

前者のみならず、後者にも認識的な意味があるだろうか。この場合には、事実に関する知識、というよりも、言語にかんする知識を知るといえる意味があるだろう。この場合には、「リンゴ」という語について、「林檎」と同じ対象を指示するという性質を持つことを知ったのである。

■略語の場合と翻訳の場合

「金」と「Au」の場合には、同じ対象を指示するが、その対象の与えられ方も同じである。「KY」と「危険予知」の場合も同様である。つまり、定義によって与えられた同義語(略語)の場合には、同じ対象を指示し、しかも対象の与えられ方も同じである。翻訳の場合、「犬」と「dog」もまた、同じ対象を指示し、対象の与えられ方も同じである語である。これらのケースもまた、事実に関する知識ではなく、言語に関する知識を知るといえる意味がある。

■固有名と一般名に Sinn を認めない、という主張はクリプキとおなじである。クリプキは Sinn を持たない一般名を自然種名に限っているが、私は全ての一般名が Sinn を持たないと思う。

(4) 記述句は Bedeutung をもつ。それは Sinn をもつのか、もたないのか？

次の二つの表現は同一の対象を持つ。しかし、対象の与えられ方は異なる。

「プラトン」

『ソクラテスの弁明』の著者」

しかし、後者の記述句は、対象の与えられ方を明示的に示しているようにみえる。これは、記述句は Sinn であるのか、そうではないのか。

Antithesis: 記述句は Sinn をもたない

理由1: この記述句の部分である『ソクラテスの弁明』は固有名であり Sinn を持たない。また「著者」は一般名であり Sinn

を持たない。このとき、記述句は、Sinn をもちえない。名前が Sinn を持たないなら、記述句も Sinn を持たない。
理由2: 固有名が Sinn を持たないなら、「エベレストの頂上」と「ゴーリサンカーの頂上」という記述句が仮に Sinn を持つとしても、その Sinn は同じであるはずである。したがって、これらの Sinn を区別する必要はない。

Thesis: 記述句は Sinn をもつ

「プラトンに最も影響を与えた哲学者」

「無知の知の提唱者」

この二つの記述句の指示対象は同一である。もし記述句が、Bedeutung だけを持ち、Sinn を持たないのだとすると、この二つの記述句の違いは何になるのか。二つの記述句の違いは、対象の与えられ方の違いである。それを Sinn と呼んでもよいのではないか。

■未解決ですが、解決の方向性について

記述句は、関数と名前によって、構成されている。記述句の対象の与え方の違いは、それを構成している関数と名前の違いである。それを Sinn とは考えない方向で考えたい。

(5) 同一性文は Bedeutung をもつが Sinn を持たない

名前が Sinn を持たないとすると、次のような同一性文は Sinn をもたないことになる。

「ソクラテス＝プラトンに最も影響を与えた哲学者」

記述句は対象を持ちうるが Sinn をもたないとすると、次のような同一性文は Sinn をもたないことになる。

「プラトンに最も影響を与えた哲学者＝無知の知の提唱者」

理由1 両辺の記述句が対象を持ち、その同一性がこれらの文の Bedeutung である。名前や記述句が、Sinn を持たないとすると、同一性文全体が Sinn を持つというのは変だ

理由2: 名前や記述句を同じ Bedeutung の名前や記述句で置き換えた時に、この文の Sinn は変化しないことになる。もし文の Sinn というものがあるのなら、それは奇妙だ。そこで、文の Sinn はないと考えるのが適切だろう。この場合この文の Bedeutung ももちろん変化しない。

10 これに対する予想される批判

(1) 指示対象がない固有名や単称確定記述句の Bedeutung はないのか。それとも無(ないし空集合)なのか。

・もし空虚な表現が無を指示するのだとすると、次のような変なことになる。全ての空虚な概念の指示対象は同一であり、それらを同一性記号で結合した同一性言明は、真であることになる。「ペガサス＝ナウシカ」が真になる。しかしこれは偽であろう。

・したがって、私たちは空虚な表現の Bedeutung は無いと考えるのがよいだろう。しかし、このとき「ペガサス＝ナウシカ」が偽になるのは何によるのだろうか。また、「ペガサス＝英雄ベレロポーン」が真になるのは、何によるのだろうか。

(2) 指示対象がない表現を一方ないし両方にもつ同一性言明の Bedeutung はどうなるのか。

その真理値は、偽になるのか。真理値を持たないのか。

「フランス王＝あの男」

Thesis: これが偽であるとしよう。

これが偽であるとして、この否定は真である。この否定は、「フランス王≠あの男」が真であることになる。

しかし、「フランス王」の指示対象がないのだとすると、この非同ー性性の主張が真であるというはおかしいだろう。(これが真であるというためには、「フランス王」の指示対象は無であると考えなくてはならない。これは、(1) で述べた理由で採用できない)したがって、「フランス王＝あの男」は、真理値を持たないと考えるのがよいだろう。

Antithesis: これが真理値を持たないとしよう

・ラッセルのように、「フランス王でありかつ、あの男であるようなものは、存在しない」というのが、この否定だと考えるべきだろうか。それなら、当初の文は、「フランス王であり、あの男であるような男が存在する」という意味になる。これを認めるならば、すべての同一性言明は、存在文であることになる。(これが正しいとすると、全ての言明は、同一性言明に言い換えられるという、という私たちの大前提が間違いであることになる。)しかし、そうでもない。指示対象を持たない表現の同一性言明がありうるからである。

(Have a nice summer vacation!)